

〔資料〕

民法 濁 第一卷

—— 民法 明法寮改刪未定本 ——

村井衡平

明治民法は第八一四条に同意と宥恕、第八一五条に互責（同等の非行）に関する規定を設けており、筆者はさきに、これら諸規定の沿革をたづね、別稿「離婚請求棄却事由」（^{（二）（神戸学院法学四巻）}）において、明治初年の民法草案を検討した。その結果、フランスの判例に由来する互責は明治二十一年の民法草案人事編（第一草案）によって定められ、またフランスの判例とドイツ民法第一草案にもとづく同意は、明治三十一年の明治民法がこれをはじめてとり入れた事情を明らかにすことができた。だが、宥恕はこれらと趣を異にし、

フランス民法による和解＝和諧に関する規定がすでに明治初年以來編纂されたいくつかの民法草案のなかにすでに採用されていたことを知った。

ところで、明治初年の民法草案については、石井良助教授、手塚豊教授、星野通教授により、永年にわたる詳細な研究の成果が公表されており、わが国の民法典編纂の経過はほぼ全貌を現わすにいたっている。個々の草案の内容も紹介されているが、一九七〇年三月に東京大学社会科学研究所より、「日本近代法史研究資料集第一」として「皇国民法假規則」

民法第一卷

人事編目録

法律施行惣規則	民權	身上届書	本籍	行衛知
レサル者	婚姻	夫婦	夫婦ノ縁消スル事	再婚
離縁	父子	嫡出ノ子	庶出ノ子	私生ノ子
子ノ義務	養子	親ノ權	幼年	後見人
幼者後見ヲ免ルル事	丁年	治產ノ禁	浪費者	ノ補佐人

附、解題、明治民法編纂史関係主要文献目録——が出版された。その五頁ないし九頁に初期民法草案一覽表が示され、原本所蔵場所、覆刻の有無、発表の場所が示され、十頁ないし十一頁には、編纂史に関する主要文献目録が列挙されている。これ以降の資料によつても、「民法明法寮改刪未定本」の内容はまだ紹介されていないようである。明法寮は明治四年九月二十七日に司法官養成を目的として設置されたもので、江藤新平が司法卿として、ここで草案を作成させ、明治五年四月十二日から七月十七日にかけて、第一次草案を修正した「民法明法寮改刪未定本」が脱稿されている。この第一巻は「人事編」と題し、フランス民法第一編「人事」に収められる五一四条（正確には五一五条）の規定を一五〇条に縮めた形をとるが、フランス民法の直訳ではなく、規定の順序・内容において、わが国の慣習をとり入れるべく努力したと思われる点がみられる。本稿は、さきに筆者が内閣文庫のご好意により、マイクロ・フィルムで入手していた未定本の第一巻の内容を改めて紹介しようとするものである。なお、条文横の数字はフランス民法の該当条文を示し、原本では上欄に朱書されている。符箋の文字もすべて朱書である。

人事編

民權

第一條 民權ハ國民ノ間ニ行ハル、權利ニシテ國事ニ関スルコナシ

第二條 日本人ハ皆民權ヲ有チ之ヲ行フ、自由ナリトス然

モ之ヲ以テ他人ノ權利ヲ害スヘカラズ

第三條 外國ニ於テ生レタル日本人ノ子モ亦本國ノ民權ヲ有ツヘシ

第四條 日本人ニ嫁シタル外國ノ女ハ其夫ノ身分ニ從フヘシ

シ

第五條 官許ヲ受ケテ日本ニ住所ヲ定メタル外國人ハ日本

ニ居住スル時間諸般ノ民権ヲ有ツヘシ

(条数の上部に「官許ハ條約ニ依ル」との符箋がいつて
いる)。

第六條 商業ニ管シタル事ノ外何事ヲ論セス日本ノ裁判所
ニ訴ヲ為ス外國人ハ其訴訟ノ費用及ヒ償額ヲ納ムヘキ保
証ヲ立ツヘシ但シ外國人ノ若シ日本ニ於テ其納メ方ヲ保
証スルニ足ル可キ不動産ヲ所有ト為ス時ハ別段保証ニ及
ハス

(条数の上部に「削」の符箋がいつている)。

第七條 日本人タルノ身分ハ外國ニ投化シ又ハ官許ナク外
國政府ヨリ官職ヲ受ルニ困リ之ヲ失フヘシ

第八條 日本人タルノ身分ヲ失ヒタル者ト雖モ帰朝シテ日
本ニ住シ外國ノ官職ヲ放棄シ再ヒ其身分ヲ復セントヲ願
ヒ出ル時ハ官裁ヲ以テ出ヲ許ス可シ

(帰朝の個所に「日本ニ帰」とよみ代える旨の符箋がつ
いている)。

第九條 外國人ニ嫁シタル日本ノ女ハ其夫ノ身分ニ從フヘ
シ若シ離縁シ或ハ夫死シタル後日本人タルノ身分ヲ復セ
ント願出ル時ハ官裁ヲ以テ之ヲ許スヘシ

身上届書

第十條 戸長ハ役所ニ帳面ヲ備へ置キ出產婚姻養子離縁家
督相續分家^{○合家}。死亡姓名更改等ノ身上届書ヲ記スヘシ

(戸長ハ：置キの個所に「凡戸長ハ帳面ヲ備へ置キ其
區中ノ」とよみ代える旨の符箋がついている。また、姓
名更改の個所に「削」との符箋がついている)。

第十一條 其帳ノ首尾ニ戸長番ヲ記シ且毎葉小印ヲ押スヘ
シ

(条数の上部に「但」との符箋がついている)。

第十二條 凡身上届書ヲ記ス時ハ其年月日及本人ノ姓名年
齢職業住所等ヲ空行ナク記載シ之ヲ本人ニ示シ承諾ノ上
調印セシムヘシ

(後出の本人のあとに「又ハ名代人」を付加する趣旨の
符箋がついている)。

第十三條 本人自ラ出ルト能ハサル時ハ名代人ヲ出スコト
得ヘシ

第十四條 何人ニ限ラス身上保護ノタメ戸長ニ至リ其身上
届書ノ寫ヲ乞フヲ得ヘシ此寫ニハ戸長ノ印ヲ押シ與フ

ヘシ但他人ノ身上届書ヲ見ント欲スル者ハ之ヲ許ス
第十五條 身上ノ証ヲナサントスルニ其者未タ帳中ニ記名

セサル歎又ハ其帳焼亡紛失セシ時ハ証人又ハ書面ヲ以テ

本人ヨリ其旨ヲ証スルヲ得可シ

ニ届出ヘシ

(次条との間に、小文字で左のように書き加えられて

いる)。

務使我國ノ法則ニ循テ記載スル者ハ眞正ノ者タル可シ

第十七條 出産アラハ十日内ニ其地ノ戸長ニ届ヘシ

若シ他國ニ在テ婚姻ヲ行フキハ其地名並媒妁人ノ姓名

第十八條 出産届書ニハ出産ノ年月日生児ノ男女姓名並ニ

ヲ記載シテ本籍ノ戸長ニ届出ヘシ、但外國ニ在テ日本

父母ノ身分姓名職業住居等ヲ記スヘシ

人互ニ婚姻スルキハ其國在留ノ官吏ニ届クヘシ若シ外

第十九條 棄児ヲ見出セシ者ハ其児並ニ附添ノ衣服品物等

國人ト婚姻スルキハ其許可ヲ受クヘシ

ヲ戸長ニ差出シ其時刻場所模様等詳ニ届出ヘシ

右件々戸長取調ノ上其児ノ見積り年齢男女並ニ命スヘキ

姓名ヲ出産帳ニ記スヘシ

第二十五條 妾ヲ納ル時モ前二十三條ノ通り届出ヘシ

第二十六條 養子養女ハ婚姻届書ノ通り雙方戸主ヨリ各其

戸長ニ届出ツヘシ

第二十七條 家督相續セシ時ハ戸長ニ届出ツヘシ

第二十八條 分家合家モ前條ニ同シ

第二十九條 死者アル時ハ其姓名年齢身分住所ヲ記シ戸主

ヨリ之ヲ戸長ニ届出ヘシ若戸主死スル歎又ハ不在ナル時

ハ其權ニ代ルヘキモノヨリ届出ヘシ

第三十條 旅人死タル時ハ其戸主ヨリ其死者ノ家ニ報告シ

其家ヨリ其報告書ヲ添ヘ其地ノ戸長ニ届出ヘシ

第二十二條 私生ノ子アル時ハ其母ヨリ届出ルヲ得ヘシ

其後我子ナリト認ル者アリテ届ケ出ル時ハ其旨ヲ届書ノ

端ニ記スヘシ

第二十三條 婚姻ヲ結ヒタル時ハ双方ノ姓名身分住所年齢

出産ノ地及ヒ父母ノ姓名ヲ記シテ雙方戸主ヨリ各其戸長

轄ノ官廳ヨリ本籍ノ戸長ニ送達シ其家ニモ報告スヘン

第三十二條 変死ノ届アル時又ハ変死ト疑フヘキ時ハ取締ノ官吏醫師ト俱ニ死骸ノ形状及ヒ其場ノ模様ヲ糺シ並ニ死者ノ姓名年齢職業出産ノ地住所等ノ取調書ヲ作タル後ニ非レハ埋葬スルヲ得ス

第三十三條 若シ死者ノ本籍異ナル時ハ戸長ヨリ其本籍ノ戸長ヘ調右書ヲ添ヘテ送達シ死者ノ家ニ報告セシムヘシ

第三十四條 行倒レ死人アル時ハ其地関係ノ者アリ戸長ヘ届ケ戸長醫師ト共ニ死骸ノ體相衣服持物見積リ年齢其他ノ模様ヲ詳ニ検査シ取調書ヲ作リ其寫ヲ十日以上公示スヘシ死骸ハ三日ヲ経テ尚ホ引取人ナケレハ埋葬ス可シ但シ總テノ費用ハ其區ニテ之ヲ出スヘシ

第三十五條 死刑ニ處セシ者アル時ハ掛リ裁判所ヨリ本籍ノ戸長ニ申達ス可シ

第三十六條 死亡帳ニハ変死刑死牢死等ノ次第ヲ記スルニ及ハス

第三十七條 渡海中死去スル者アル時ハ其船中ニテ証人立及ハス

合ノ上十二字間ニ死去ノ証ヲ乗組人姓名帳ノ末ニ記スヘシ但シ軍艦ナレハ海軍士官之ヲ認メ其他ノ船ナレハ其船長之ヲ認ムヘシ

本籍

第四十三條 本籍トハ本人管轄ヲ受テ戸籍ノ存スル本住居ノ地ヲ云

第四十四條 若シ本籍外ニ住居セント欲スル者ハ移ラント

第三十八條 右船着港ノ節其帳ノ寫ヲ其港ノ戸長ヘ差出し戸長ヨリ本籍ノ戸長ヘ送達シテ死者ノ家ニ報告セシムヘリニ更改スヘカラス

第三十九條 凡姓ハ歴世更改スヘカラス名ハ一名ニ限り濫受クヘシ

第四十條 若シ止ムヲ得サル事故アリテ姓ヲ改メント欲スル時ハ其由ヲ書面ニ認メ戸長ニ差出シ管轄廳ノ免許ヲ

第四十一條 算轄廳ニテ改姓ノ願ヲ許ス時ハ戸長ニ於テ姓名更改帳ヘ書入レ置ヘシ

第四十二條 若シ己ムヲ得サル事故アリテ名ヲ改メント欲スル者ハ其由ヲ戸長ニ届出ヘシ戸長ハ姓名更改帳ヘ書入ルヘシ

但シ士族以上ノ改名ハ戸長ヨリ其管轄廳ヘ届出ヘン

スル地ノ戸長ニ届ケ其戸長ヨリ本籍ノ戸長へ通達シテ送
籍セシムヘシ

但シ士族以上ハ雙方ノ戸長ヨリ其管轄廳ニ届ヘシ
第四十五條 寄留人ハ出産婚姻等ノ諸届総テ其本籍戸長ニ
出スヘシ寄留地ノ戸長ニ出スニ及ハス

行衛知レサル者

第四十六條 行衛知レサル者アル時ハ親屬會議シテ尋ネノ
上戸長ニ届出ヘシ

第四十七條 前條ノ届アル時ハ其遺留財産支配ノタメ假ニ
相續人ヲ定メ親屬立會ノ上其財産目録ヲ作リ之ニ加印ス
ヘシ

但シ家督相續(空白) 条ノ手続ヲナスヘシ

第四十八條 前條ノ届アリシ時ヨリ二年ヲ過サレハ其ノ相
續人ヲ定ムルヲ許サス

第四十九條 若シ漂流等ノ天災ニ值ヒ帰来ル者ハ年限外ト
雖凡相續人ニ對シ其財産取戻シノ訴ヲ為ス事ヲ得ヘン

第五十條 若シ行衛知レサル者ニ對シ訴ヲナスヘキヲアラ
ハ相續人ハ勿論假ノ相續人ニ對シ其訴ヲ為ス事ヲ得ヘシ

第五十一條 行衛知レサル者人ヨリ得ヘキ權利ノ確証アル

婚姻

第五十五條 几婚姻ハ父母ノ許諾ヲ得ヘシ若シ父母死去ス
ル時ハ尊属ノ親ニ代ルヘシ

第五十六條 男ハ十六歳女ハ十四歳ニ至ラサル以前ニ婚姻
ヲ為スヘカラス

第五十七條 夫婦トナルヘキ雙方ノ者承諾セサル時ハ婚姻
ノ契約ヲナスヘカラス

時ハ年限中ハ假ノ相續人之ヲ受取り年限外ハ眞ノ相
續人之ヲ受取ヘシ

第五十二條 漂流等ニテ行衛知レサル者相續人ノ定リシ上
若シ帰来リ財産ヲ取戻ストモ雖相續人ノ當然得タル入額
ハ取戻スコト得ス

第五十三條 行衛知レサル者ノ妻二年ヲ過レハ再婚スルヲ
ヲ許ス

第五十四條 幼年ノ子ヲ遺留シテ其父行衛知レサル時ハ其
母其子ノ教育及ヒ財産ヲ支配スル事ニ於テ父同様ノ權ヲ
行フコト得ヘシ若シ其時母既ニ死スルニ於テハ親屬會議
シテ後見人ヲ立ツヘシ

但シ前婚ノ連子繼子モ同様タルヘシ

第五十八條 媒妁人ナクシテ婚姻ヲ為スヘカラズ

兄弟姉妹以上ノ親ハ勿論父方母方ヲ論セス伯

第五十九條

外國ニ於テ日本人互ニ婚姻スル時ハ其國在留ノ

領事官或ハ辨務使ヘ届出ヘシ若シ外國人ト婚姻スル時ハ

其許可ヲ受クヘシ

但シ帰朝ノ上ハ戸長ヘ届出ヘシ

夫婦

第六十一條 夫婦ハ互ニ貞實ニシテ相扶持スヘシ

第六十二條 夫ハ其妻ヲ保護シ妻ハ夫ニ聽順スヘシ

第六十三條 妻ハ其夫ト同居シ夫ノ居住ヲ為ント欲スル地

ヘ隨行スヘシ又夫ハ己ノ家屋ト身分トニ應シ生計ニ要用

ナル諸物ヲ妻ニ給スヘシ

第六十四條 妻ハ公ノ商業ヲ為シ又ハ夫ト財産ヲ共通セス

ト雖凡其夫ノ許諾ヲ得ルニ非サレハ裁判所ニ出テ訴訟ヲ

為ス事ヲ得ス

但シ夫ニ理ナクシテ之ヲ拒ミ或ハ夫疾病事故アル時ハ

妻自ラ訴フ事ヲ得ヘシ

妻ハ其夫ノ商品ノ小賣ヲ為スノミニテハ公ノ商賣ト謂フ

民 濱 第一卷 村井

可ラス別ニ自ラ商業ヲ為ス時ノミ之ヲ公ケノ商賣ト謂フ
ヘシ

第六十五條 離縁又ハ分產等ニテ止ムヲ得サル事情アル時

ハ其夫ノ許諾ヲ得ストモ親族ヲ以テ訴出ル事ヲ得ヘシ若

親族アリト雖凡切迫ノ事情アラハ自ラ訴出ルモ妨ケナシ

第六十六條 妻ハ夫ト財産ヲ共通セスト雖凡其夫ト證書ニ

連印シ又ハ夫ノ許諾書ヲ得ルニ非レハ受與賣買ノ權ナシ

第六十七條 妻ハ公ケノ商業ヲナス時其商業ニ付テハ其夫

ノ許諾ヲ要セス自ラ契約ヲナス事ヲ得ヘシ但シ夫婦互ニ

財產ヲ共通シタル時ハ其夫モ亦其契約ノ義務ヲ負フヘシ

第六十八條 妻ハ其夫ノ許諾ヲ得シテ遺言ノ贈遺ヲ為ス

事ヲ得ヘシ

夫婦ノ縁消スル事

第六十九條 夫婦ノ縁ハ左ノ數件ニ因テ消ス

第一妻ハ夫死後除喪セシ上再縁スル事

第二夫ハ妻死後除喪セシ上再縁スル事

第三離縁ノ届ケ又ハ離縁ノ言渡アリン事

(五六一)

九七

第七十條 夫又ハ妻ノ死亡除喪後並離縁後ニ再婚スルヲ得ヘシ

但離縁ヲ受タル婦ハ十月後ニ非サレハ再婚ス可カラス

離縁

第七十一條 凡離縁ハ雙方熟談ノ上媒妁人或ハ親族ノ加印

ヲ以テ戸長ニ届出ヘシ

第七十二條 夫ハ其妻ノ姦通ヲ以テ離縁ヲ訴フル事ヲ得ヘ

シ

第七十三條 夫婦中一方ノ者過欲苛虐又ハ至重ノ害ヲ受タ

ル事ヲ以テ原由ト為シ離縁ヲ訴ル事ヲ得ヘシ

第七十四條 夫婦中一方ノ者賊盜人命等ノ重キ刑ノ言渡ヲ

受シ時ハ其言渡シヲ以テ原由ト為シ離縁ヲ訴ル事ヲ得ヘ

シ

第七十五條 過欲苛虐又ハ至重ノ害ヲ受ルニ因リ離縁ヲ訴

ル時ハ其訴ル所確證アリト雖モ裁判所直ニ離縁ヲ允許ス

可カラス此場合ニ於テハ裁判ヲナス前ニ夫婦居ラ分チ相接セサルヲ允許シ且妻生計ヲ為スコ不能時ハ訴訟中夫ノ家産ニ准セシ養料ヲ其妻ニ與フ可キヲ其夫ニ言渡ス可シ

二六〇 第七十六條 右ノ如クシテ一月ヨリ少カラス六ヶ月ヨリ多カラサル時間ヲ過キシ後雙方猶協和セサル時ハ離縁ノ言渡ヲ得ヘシ

二六一 第七十七條 若シ夫又ハ妻ノ賊盜人命等ノ重キ刑ノ言渡ノ受ケシニ因リ一方ノ者ヨリ離縁ヲ訴フル時ハ刑法裁判所ノ刑ノ言渡書ノ寫ヲ持參スヘシ若シ言渡書ノ寫アラサル

二六二 第七十八條 裁判所ニ於テ離縁ノ言渡ヲ受タル時ハ雙方ヨ時ハ其次第ヲ記シテ申出ツヘシ

二六三 第七十九條 離縁ノ訴訟中其子ヲ管督スル事ハ原告被告ヲ別段其所置ノ言渡シアル時ハ格別ナリトス

二六四 第八十條 夫婦ノ間ニ生レシ子離縁ノ後ハ其父之ヲ引受ヘシ

二六五 第八十一條 妻ハ離縁訴訟ノ原告被告ヲ問ハス訴訟中夫ノ家ヲ去リ夫ノ家産ニ相當シタル養料ヲ得ント訴フル事ヲ得ヘシ其養料ノ額ハ裁判所ヨリ之ヲ定ムヘシ

二六六 第八十二條 夫ト財産ヲ共通シタル妻ハ離縁訴訟ノ原告被可シ

告ヲ問ハス其訴ヲナセシ日ヨリ訴訟中何時ニテモ其權ヲ

保護ス可キ為メ共通ノ動産ニ封印ヲ為スヲ訴フル事ヲ得

ヘシ

但シ其動産ノ評價ヲ為シテ目録ヲ記シ且夫ヨリ其目録

ニ記シタル動産ヲ引渡スノ證又ハ其代金ヲ拂フノ證ヲ

立ツルニ非サレハ其封印ヲ除去ス可カラス

二七一 第八十三條 離縁ヲ訴ヘン日ヨリ後夫婦共通ノ財産ヲ以テ

償フ可キノ契約ニテ夫ノ負フタル借財等ノ義務又ハ夫婦

共通ノ不動産ヲ夫ヨリ賣拂フ可キ契約ニ於テ其妻ノ権ヲ

害ス可キ為メナシタルノ證アル時ハ之ヲ取消シテ夫ノミ

其義務契約ヲ果ス事ヲ言渡ス可シ

二七二 第八十四條 離縁ノ訴訟ヲ既ニ為シ始メタル後ト雖モ夫婦ハ預

互ニ和解ヲ為ストキハ其訴訟ヲ取消ス可シ

二七三 第八十五條 雙方ノ承諾ニテ離縁ヲ為ント欲スル夫婦ハ預

メ雙方ノ動産及ヒ不動産ノ目録ヲ記ルシ且其評價ヲ為シ

テ雙方ノ權ヲ定ム可シ

但シ其權ヲ定メタル後ト雖モ雙方ノ承諾ヲ以テ之ヲ更

改スル「自由ナリトス

二七八 第八十六條 雙方ノ承諾ニテ離縁セント欲スル夫婦ハ其間

ニ生レシ子ヲ何レノ方ニ於テ引受ク可キヤヲ契約書ニ記

民 濡 第一卷 村井

シ置ヘシ

五月十七日會議

二九五 第八十七條 一度離縁シタル上ハ已ムヲ得サル情實アルノ

外再ヒ夫婦ト為ルコヲ得ス

二九六 第八十八條 訴訟ニヨリ離縁ノ言渡ヲ受ケタル者ハ已ムヲ

得サル情實アリト雖モ願ヒ出テ官ノ允許ヲ得サレハ再ヒ

夫婦トナルコヲ得ス

二九七 第八十九條 姦通ヲ為タルニ付キ裁判所ヨリ離縁ノ言渡ヲ

受タル時ハ妻其姦婦姦夫ト婚姻ヲ為スヘカラス

二九八 第九十條 姦通ニヨリテ離縁ヲ受タル妻ハ現存所有ノ財産

ノ外夫ト共通シタル財産及ヒ婚姻ノ契約ニヨリテ持參シ

タル金額ヲ取返スコヲ得ス

父子

五月十九日會議

三一二 第九十一條 婚姻ヲ結ヒタル間ニ懷胎セシ子ハ其夫ヲ以テ

父トス然レニ其子ノ生レシ前三百日夫其家ニ在ラス又ハ

事故アリテ其妻ト同室スルコ得サルノ證アル時ハ其夫

其子ヲ以テ我子ニ非スト為スコ得ヘシ

但百八十日以上ニ生レシ時ハ其事情ニ因リ本文ニ准ス

(五六三)

九九

ルヲ得ヘシ

二二二 第九十二條 妻ノ姦通ヲ原由トナシ其子ヲ我子ニ非スト為

スヘカラス

三五三 第九十三條 夫婦ノ縁消セシ時ヨリ三百日後ニ生レシ子ハ

夫我子ニ非サルノ訴ヲ為スヲ得ヘシ

三六四 第九十四條 夫其子ヲ我子ニ非スト為スノ訴ヲ為シ得ヘキ

場合ニ於テ其夫其子ノ出産ノ地ニ在ル時ハ出産ノ時ヨリ

一月内ニ之ヲ訴ヘ出ス可シ若シ其子ノ出産シタル時夫其

地ニ在ラサルニ於テハ其歸来ノ時ヨリ二月内ニ其訴ヲ為

ス可シ若シ其子ノ生レシヲ夫ニ掩蔽セシ時ハ其事ヲ知

リ得タル時ヨリ二月内ニ其訴ヲ為ス可シ

三七五 第九十五條 若シ夫其子ヲ我子ニ非スト為スヲ訴ヘ得可

キ定期内ニ其訴ヲ為サスンテ死去セシ時ハ二月内ニ其親

族ヨリ死者ノ子ニ非サルヲ訴ヘ出スヲ得ヘシ

嫡出ノ子

三八九 第九十六條 嫡出ノ子タル事ハ出産届書ニ因テ之ヲ證ス

三九三 第九十七條 出産ノ届ヲ怠慢シ又ハ姓名ヲ誤リ或ハ父母ノ

分明ナラサル子(迷子兼ト為シテ届書ニ記シタル時ハ後ニ

至リ證人ヲ以テ子タルノ證ヲ立ルヲ得ヘシ然モ書面ニ

ヲ生スヘシ

追加 第九十八條 庶出ノ子タルヲハ嫡出ノ子ノ條ニ同シ
但シ庶出ノ子ハ嫡出ノ子ノ権利ヲ害スヘカラス然モ嫡
出ノ子無キ時ハ其権利ヲ生スヘシ

庶出ノ子

私生ノ子

追加 第九十九条 私生ノ子ハ父ヨリ届出サル者ヲ云
第三百條 私生ノ子ハ亂倫及ヒ姦通ニ因リ生レシ者ヲ除クノ

外其父母後ニ婚姻ヲ結フ時届出ルニ因リ嫡出ノ子ト為ス
事ヲ得ヘシ

但嫡出ノ子タルヲ得タル時ハ其父母婚姻ノ後ニ生レ

タル子ト同一ノ権利ヲ有スヘシ

第三百一 第一百一條 私生ノ子其子ヲ遺留シテ死亡シタル時ハ死後ト

雖モ之ヲ公生ノ子ト認メ為ス事ヲ得ヘシ

但シ此場合ニ於テハ其死去セシ者ノ子孫ノ為メニ権利

三三五

第一百二條 亂倫及姦通ニ因リ生レシ子ハ我子ナリト認ル事

ヲ得ス此場合ニ於テハ其子ヨリ人ヲ指シテ父又母ト訴ル

事ヲ得ス

三四〇

第一百三條 私生ノ子人ヲ指シテ我父ナリト訴出ルヲハ之ヲ

禁ス

三四一

第一百四條 私生ノ子人ヲ指シテ我母ナリト訴ルトキハ其母

ノ生ミシ證ヲ立ツヘン

三四二

第一百五條 親子ノ義務

夫婦タル者ハ相與ニ其子ヲ養育スヘキ義務アリ

トス

三四三

第一百六條 子ハ別ニ産業ヲ立ツルト雖モ其父母ニ對シテ訴

ヲ為ス事ヲ得ス

第一百七條 子ハ父母及ヒ其他宗系尊属ノ親婦ハ其舅姑窮乏

ナル時之ヲ養フノ義務アリトス

第一百八條 父母ノ子孫ニ於ル舅姑ノ婦ニ於ル亦前條ニ同シ

第百九條 養料ノ多少ハ之ヲ求ムル者ノ要スル所ト之ヲ給

スヘキ者ノ家産トノ割合ニ從テ定ム可シ

第二百十條 若シ養料ヲ給與スル者既ニ之ヲ與フル事態ハサ

ル時又ハ養料ヲ受ル者ノ之ヲ受クルヲ要セサルニ至リシ

民 濱 第一卷 村井

時ハ其養料ヲ給スル事ヲ止メ或ハ之ヲ減スル事ヲ得可シ

第百十一條 養料ヲ給スルヲ能ハサル時ハ之ヲ其家ニ引取

リテ養フヲ得可シ

第百十二條 亂倫及姦通ノ子ハ其姦父之ヲ収養スヘシ

三三三

第一百十三條 實子ナキ者年齢ニ拘ラス養子ヲナスヲ得ヘ

シ

第一百十四條 養子タル者ハ養家ノ親ヲ以テ天倫ノ親ト同視

スヘシ所出ノ親ハ父母ヲ除ク外總テ喪制半減トス

但シ尊属ノ親タル者卑族ノ家ヲ繼承スル時ハ相續人ト

称シ養子ト称ス可カラズ

第一百十五條 養子トナリシ後ニ養親實子ヲ挙ケタル時ト雖

凡亦其家督相續ヲ為スノ故障ナシトス

第一百十六條 止ムヲ得サル事故アリテ養子ヲ離別スル者ハ

親屬加印ノ届書ヲ出スヘシ

第一百十七條 養子タル者一旦家督ヲ相續セシ上ハ己ノ勝手

ヲ以テ離別ヲ受ルヲ禁ス若シ嗣子ヘ家督ヲ譲リ隠居セ

シ者ハ此限ニ非ス

但放蕩無賴ニテ其家ヲ覆スヘキ事故アリ親族會議ノ上

離別セシメント欲スル時ハ裁判所ニ訴フルヲ得ヘシ

裁判役其離別セラル可キ確證アルヲ見ルニ非サレハ離別ノ申渡ヲ為ス可シ

三七九 當ノ養料ヲ給與スヘシ

三八〇 第百二十五條 父ハ己レノ定メタル禁錮ノ時間又ハ裁判所ニ告ケタル禁錮ノ時間ヲ減スルヲ得可シ

三八一 第百二十六條 父ノ死去ノ後母其子ヲ禁錮セシメント為ニハ父最近親族ノ承諾ヲ得ルヲ要ス

親ノ権

三七一 第百十八條 子タル者ハ其年齢ニ拘ラス父母ヲ尊敬スヘシ

三七二 第百十九條 子ハ丁年ニ至ル迄父母ノ管督ヲ受ヘシ

三七三 第百二十條 子ハ丁年ニ至ル迄父ノ許可ヲ得スシテ其親ノ

家ヲ離ル可カラス

三七四 第百二十一條 子其父ノ意ニ違フ行狀アル時ハ父之ヲ懲治

スルニ左ノ方法ヲ用フ可シ

三七五 第百二十二條 若シ子ノ未タ十六歳ニ至ラサル時ハ其父裁

判所ニ告ケテ一月ニ過サル時間其子ヲ禁錮セシムルヲ

可シ

三七六 第百二十三條 十六歳以上丁年ニ至ルマテハ六月ニ過サル

時間其子ヲ禁錮セシムルヲ為スヲ得可シ

但シ裁判役ハ父ヨリ願フタル禁錮ノ期日ヲ減スル事ヲ

得可シ

三七八 第百二十四條 父ハ其子ヲ禁錮スル時間ノ費用ヲ償ヒ且相

ノ價額ヲ出サシムヘシ

三八〇 第百三十一條 後見人ニハ別段ノ契約ニ因テ後見中ノ費用

三八一 第百二十八條 幼年ニシテ家督相續セシ者ハ親属ノ内一人ヲ後見人ト定メ戸長ヘ届出ヘシ

三八二 第百二十九條 但シ親属アラサル時ハ戸長ヨリ後見人ヲ命スヘシ

三八三 第百三十條 聞ヘアル不行跡ノ者並其任ニ不適當ナル者ハ親属ト雖モ後見ノ職ニ任スルヲ得ス

三八四 第百三十一條 若シ戸長ヨリ命セシ後見人ト雖モ不正ノ事ア

ル時ハ其職ヲ退カシメ且幼者ノ為ニ損害アル時ハ其損害

但シ裁判役ハ父ヨリ願フタル禁錮ノ期日ヲ減スル事ヲ

得可シ

三八五 第百二十四條 父ハ其子ヲ禁錮スル時間ノ費用ヲ償ヒ且相

ヲ給スルモ妨ナシ

後見人ノ職務

五月廿一日會議

四五 第百三十二條 後見人ハ幼者ヲ監督シ財産ヲ支配シ且民法

ニ管スル諸件ニ付キ幼者ニ代ルヘシ

四六 第百三十三條 後見人ハ幼者ノ財産ヲ借入レ並買入ルルヲ

ヲ得ス

四七 第百三十四條 後見人ハ親族ノ許諾ヲ得ルニ在サレハ幼者

ノ為メ金額ヲ借入並ニ其財産ヲ賣拂フヲ得ス

四八 第百三十五條 後見人其任ヲ受ケン時ハ親族立合ニテ幼者

ノ財産ヲ目録ニ記サシムヘン

四九 第百三十六條 後見人ハ取行タル諸件ハ毎歲算計書ヲ作ル

ヘシ

但シ宗系ノ親族後見人タル時ハ此例ニ非ス

五百三十七條 後見人幼者ノ行狀大ニ其意ニ違フ事アル時

ハ親族會議ノ上幼者ヲ禁錮セント訴ルヲ得ヘシ

五百三十八條 幼者ハ十六歳以上後見ヲ免ルヲ得ヘシ

但シ宗系ノ後見ヲ免ル、事

五百三十九條 幼者ハ十六歳以上後見ヲ免ルヲ得ヘシ

民 濟 第一卷 村井

四七九 但後見ヲ免レシ時ハ後見人ヨリ戸長へ届出ヘシ

四八〇 第百三十九條 幼者ノ後見ヲ免ル可キ場合ニ至テ後見人其

リ親族ノ立會ニテ後見ヲ免レタル者ニ之ヲ渡ス可シ

四八一 職ヲ退カサル時ハ裁判所ニ訴ルヲ得ヘシ

四八二 第百四十條 後見人ハ其職終リタル時後見中ノ算計書ヲ作

丁年

四八三 第百四十一條 二十一歳以上ヲ以テ丁年トス

治產ノ禁

四八四 第百四十二條 白癡狂疾ノ者ハ時アリテ平常ニ復スル事ア

リト雖モ戸主トナルヲ許サス之ヲ治產ノ禁ヲ受ケシ者ト

云

四八五 第百四十三條 治產ノ禁ヲ受シムルノ時ハ親屬會議ノ上其

情狀ヲ詳記シテ訴へ出ヘシ

但シ戸主ニ非スト雖モ精神錯亂シテ人事ヲ辨セサル病

四八六 第百四十四條 治產ノ禁ヲ受シ者其相續人定マルマテハ戸

アル者ハ男女ニ限ラス戸長へ届置ヘシ

四八七 第百四十五條 治產ノ禁ヲ受シ者其相續人定マルマテハ戸

長ヨリ假ニ支配人ヲ命シ其身體及財產ヲ監督スヘシ

五二 第百四十五條 裁判所ニ於テ治產ノ禁ヲ受シムルヲ言渡

(五六七) 一〇三

タル後ニ治産ノ禁ヲ受ケシ者ノ記シタル證書ハ皆廢物ナ
リトス

五三 第百四十六 治産ノ禁ヲ受クル以前ニ記シタル證書ハ之ヲ
記シタル時既ニ治産ノ禁ヲ受ク可キノ原由アルゝ明白ナ
ルニ於テハ亦之ヲ廢物ト為ストヲ得可シ

五九 第百四十六條 治産ノ禁ヲ受ケシ者ノ支配人ハ其心得幼者

ノ後見人ト均シカルヘン

五一 第百四十八條 治産ノ禁ヲ受ケシ者病平愈スル時ハ其情狀

ヲ訴へ出シ上其禁ヲ免スヘシ

浪費者ノ補佐人

五二三 第百四十九條 浪費者アリテ親屬一同ヨリ訴出ル時ハ補佐

人ヲ命スヘシ其補佐人立會ナクシテ訴訟ヲ為シ又ハ金額
ヲ借受ケ或ハ自己ノ不動産ヲ贈與シ又ハ賣拂ヒ及ヒ書入
質等ノ事ヲ為ス可カラス

五一四 第百五十條 浪費ヲ為ス者改心節儉ニナリシ情狀ヲ訴出ル
時ハ其補佐人ヲ免スヘシ